



厚生労働省

福岡労働局

Press Release

平成 29 年 12 月 1 日(金)発表

照
会
先

職業安定部職業安定課
課長 大野 彰久
地方労働市場情報官 宮原 昌俊
電話 092 - 434 - 9801 (ダイヤルイン)

九州・沖縄ブロック内雇用情勢報告

(平成29年7～9月四半期分)

厚生労働省では、全国を9つのブロックに分け、それぞれのブロックごとの雇用情勢をまとめた「ブロック別雇用情勢報告（平成29年7～9月四半期分）」を作成し、平成29年11月7日に公表しました。これは、同日に開催した第7回主要労働局長会議の結果をとりまとめたものです。

福岡労働局においては、九州・沖縄ブロック各労働局（福岡局、佐賀局、長崎局、熊本局、大分局、宮崎局、鹿児島局、沖縄局）における雇用情勢（平成29年7～9月四半期分）を取りまとめましたので、公表します。

九州・沖縄ブロックの雇用動向

【平成29年7－9月期の雇用情勢判断】

「雇用情勢は、引き続き改善している」 (判断維持)

平成29年7－9月期

	就業地別 有効求人倍率	受理地別 有効求人倍率	新規求人数 増減率	新規求職者数 増減率	正社員 有効求人倍率	雇用保険 被保険者数 増減率	雇用保険 受給者実人員数 増減率
	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期差) (単位:倍、ポイント)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)
九州・ 沖縄 ブロック	1.43 (0.02)	1.38 (0.02)	0.9	1.5	0.87 (0.14)	3.4	▲10.8
福岡県	1.39 (0.02)	1.51 (0.04)	3.7	0.3	0.94 (0.11)	4.0	▲6.8
佐賀県	1.51 (0.07)	1.27 (0.06)	8.0	▲1.2	0.82 (0.16)	2.1	▲4.5
長崎県	1.29 (0.03)	1.18 (0.02)	4.2	0.9	0.82 (0.07)	2.4	▲3.4
熊本県	1.78 (▲0.04)	1.63 (▲0.01)	▲4.8	4.6	1.02 (0.21)	2.9	▲28.6
大分県	1.56 (0.04)	1.43 (▲0.01)	▲3.2	▲1.0	1.06 (0.18)	2.8	▲14.0
宮崎県	1.54 (0.01)	1.41 (0.01)	0.4	4.7	0.82 (0.12)	3.0	▲8.0
鹿児島県	1.32 (0.05)	1.23 (0.05)	1.8	2.7	0.83 (0.18)	2.6	▲7.6
沖縄県	1.22 (▲0.03)	1.11 (▲0.03)	▲6.4	2.8	0.48 (0.08)	4.7	▲5.8

※ 雇用保険被保険者数については、一般、高年齢、特例被保険者の合計値。雇用保険受給者実人員については、一般被保険者の数値である。

雇用動向におけるトピック

○ 求人・求職等の動向

- ・有効求人倍率(季節調整値)は1.38倍で前期と比べて0.02ポイント上昇。新規求人数(同)は前期比0.9%増加、新規求職申込件数(同)は前期比1.5%増加。
- ・正社員有効求人倍率(原数値)は0.87倍と前年同期と比べ0.14ポイント上昇。
- ・雇用保険被保険者数(月末被保険者数)の平均値は428万1千人と前年同期比3.4%増加。一方、雇用保険受給者実人員の平均値は5万9千人と前年同期比10.8%減少。

企業の生の声

「雇用の質の改善に向けた企業の取組状況について」

○ 賃金に関する企業の取組事例

- ・人材確保が厳しく、求人賃金は店舗毎に地域性を考慮した時間給を設定している。(食料品小売業、301人以上)
- ・経験者が応募しやすいように、基本給の上限を引き上げる。(事業協同組合 300人以下)
- ・毎月定額的に支払う手当の新設、手当額の増額。(老人福祉・介護事業 300人以下)
- ・同一労働同一賃金に基づく公平公正な評価制度により、不平不満を防ぎ労働者の定着を図る。(設備工事業 300人以下)
- ・大手企業や従業員の確保を迫られている企業は、基本給を大幅に引き上げるなどはっきりと目に見える形で賃金を上昇するケースが多い。(社会福祉・介護事業 301人以上、建物サービス業 300人以下)
- ・営業職の固定残業手当を削除し、固定残業として支給していた程度の賃金の引き上げ。(製造業 300人以下)
- ・処遇改善交付金の引き上げに伴い、月額で5千円から1万円程度賃金を引き上げる。(介護事業 300人以下)

○ 年齢に関する企業の取組事例

- ・定年を65歳、再雇用を70歳に延長し、高齢者も業務可能な仕事内容の検討と時間帯を考慮した業務を検討している。(老人福祉・介護事業 300以下)
- ・制度上は60歳定年で65歳までの再雇用制度を実施しているが、人材確保対策の一環として、あるいは技術伝承から、65歳を超えて継続雇用している者もいる。(道路貨物運送業 301人以上、船舶製造・修理業 300人以下)
- ・資格所持者や経験者であれば、60歳以上でも積極的に採用する。(建設業 300人以下)

高齢者担当窓口の声

○ どのような求職者が就職に結びつきやすいと感じているか。

- ・自己理解、高齢者を取り巻く労働市場の理解がある者。(全労働局)
- ・前職の役職、経験、賃金等に拘らず、提案、助言を素直に聞き入れる者。(全労働局)
- ・離職後、ブランクが短く、自己の体力を理解し、就労意欲の高い者。(全労働局)
- ・経験、資格があり、人手不足分野(建設、看護、介護等)を希望している者(全労働局)

○ 求職者の重視している要素はどのようなものがあるか。

- ・年金受給までは生活が維持できる収入、受給後は年金補填程度。(全労働局)
- ・仕事な内容は、経験職種、体力的に無理のない仕事内容。(全労働局)
- ・ワークライフバランスを考慮した勤務時間、休日、通勤時間。(全労働局)

○ 最近の求職者の特徴的な動きはないか。

- ・65歳以上の求職者が増加している。(福岡局、佐賀局、熊本局、大分局)
- ・離職前の在職中の求職者が増加している。(福岡局、長崎局)
- ・年金額が少なく生活を維持するため求職活動をする者が増加。(全労働局)